

インボイス制度・電子帳簿保存法  
が拓く新しい納税環境  
～主体的かつ民主的な税社会の確立～

中央大学法科大学院教授 酒井克彦

# 消費税制度とインボイス制度

- ▶ 令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書（インボイス）制度が導入された。
- ▶ 課税事業者は、インボイスの発行と、自ら発行したインボイスの副本の保存が義務付けられることになる。
- ▶ 消費税の仕入税額控除は、課税事業者が発行するインボイスに記載された税額のみとなる。
- ▶ 免税事業者は、インボイスを発行できない。➡免税事業者からの購入やサービスに対価を支払っても、仕入税額控除ができないことになるため、取引が断られることもあり得る。
- ▶ 免税事業者でも「適格請求書発行事業者」になれば、インボイスを発行することができる。➡登録申請書を提出し、登録を受ける必要がある。

# インボイス制度とは

- ▶ 仕入税額控除方式には
  - ▶ ① インボイス方式（税額票方式）
    - ▶ インボイスや請求書に税額が記載されていることを条件として、その記載税額の控除を認める方式
  - ▶ ② 帳簿方式（アカウント方式）
    - ▶ インボイスや請求書等への税額の記載を要求することなく、帳簿等の記載に基づいて、課税期間中の仕入の総額に税率を乗じて得られた税額の控除を認める方式

## インボイス制度とは

- ▶ 適格請求書（インボイス）
- ▶ ➡ 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものである。
- ▶ 具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいう。

# インボイス制度とは

- ▶ インボイス制度とは、売手側と買手側の双方に一定の作業が求められる。
- ▶ (1) 売手側
  - ▶ 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければならない。
  - ▶ また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要がある。

# インボイス制度とは

## ▶ (2) 買手側

- ▶ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となる。
- ▶ なお、買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできる。

## 適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び  
登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額  
（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事(株)  
登録番号 T012345...

11月分 131,200円      ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
	...	
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

\* 軽減税率対象



## 適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び  
登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額  
（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※又は適用税率

② XX年11月30日

① スーパー〇〇  
東京都…  
登録番号 T 123456…

領収書

③ ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		④ ⑤ ③ ④
(内 消費税額)		④ ⑤ ③ ④
¥324		
10%対象		④ ⑤ ③ ④
(内 消費税額)		④ ⑤ ③ ④
¥550		
③ * 軽減税率対象		
お預り	¥1,000	
お釣	¥126	

⑤ 適用税率又は消費税額等の  
どちらかを記載  
※両方記載することも可能



## 適格請求書発行事業者の義務

> 適格請求書発行事業者には、原則、以下の義務が課されます。

### ○ 適格請求書の交付

取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、適格請求書（又は適格簡易請求書）を交付する

### ○ 適格返還請求書の交付

返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付する

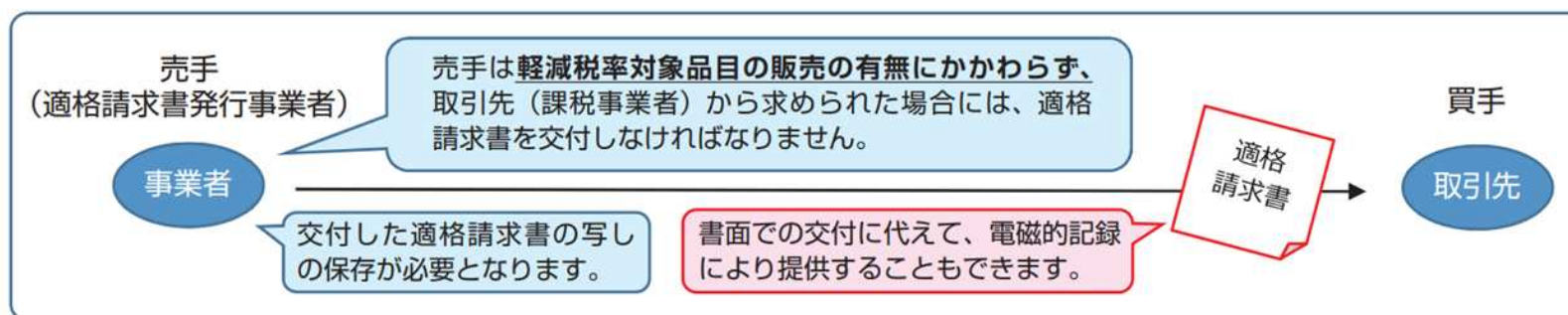
### ○ 修正した適格請求書の交付

交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）に誤りがあった場合に、修正した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）を交付する

### ○ 写しの保存

交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）の写しを保存する

※ 適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。



## (1) インボイスの記載事項

インボイス発行事業者は、以下の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類を交付しなければなりません（下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。）。

- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日 ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 消費税額等（端数処理は一インボイス当たり、税率ごとに1回ずつ）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(注)簡易インボイスの記載事項は上記①から⑤となり（ただし、「適用税率」「消費税額等」はいずれか一方の記載で足りる。）、上記⑥の「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」は記載不要です。

⑥ 請求書	
② ××年 11 月分	
11/1	牛肉 ※ 5,400 円
11/2	小麦粉 ※ 2,160 円
⋮	⋮
11/30	ビール 6,600 円
※ 軽減税率対象 ③ 合計 87,200 円	
うち消費税 7,200 円	
(10%対象 40,000 円	消費税 4,000 円)
(8%対象 40,000 円	消費税 3,200 円)
④	⑤
① △△(株)	
登録番号 T1234567890123	

## (2) インボイスの交付義務免除

インボイスを交付することが困難な以下の取引は、インボイスの交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送（3万円未満のものに限ります。）
- ② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
- ④ 自動販売機等により行われる課税資産の譲渡等（3万円未満のものに限ります。）
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

## (3) インボイスの交付方法の特例

媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方がインボイス発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載したインボイスを委託者に代わって交付することができます。



## 4 仕入税額控除の要件（買手側の留意点）

インボイス制度の下では、インボイスなどの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合（下記(3)参照）を除き、一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

### (1) 帳簿の記載事項

保存が必要となる帳簿の記載事項は、以下のとおりです（現行と同様）。

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 対価の額

### (2) 請求書等の範囲

仕入税額控除のためには、以下の請求書等の保存が必要です。

- ① インボイス又は簡易インボイス
- ② 買手が作成する仕入明細書等（インボイスの記載事項が記載されており、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたもの）
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類（前記3(2)②③の取引）
- ④ ①から③の書類に係る電磁的記録

### (3) 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① インボイスの交付義務が免除される前記3(2)①④⑤に掲げる取引
- ② 簡易インボイスの記載事項（取引年月日を除きます。）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む者がインボイス発行事業者でない者から棚卸資産を取得する取引
- ④ インボイス発行事業者でない者から再生資源又は再生部品（棚卸資産に限ります。）を購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

（注）現行、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、インボイス制度開始後は、これらの規定は廃止されます。

《帳簿の記載例》

総勘定元帳（仕入） ③ ※は軽減対象					
XX年	② 月 日		① 摘要	税区分	借方(円)
	11	30	△△食品㈱ 食料品※ ③	8%	86,400
	11	30	〇〇商事㈱ 文房具	10%	44,000 ④

売手

買手

電磁的記録による保存



電磁的記録の提供



## 登録申請手続

- ▶ インボイス制度の開始に伴い、事業者の方が適格請求書（インボイス）を交付するためには、納税地を所轄する税務署長に対して登録申請書を提出し、適格請求書発行事業者になる必要がある。
- ▶ 税務署における審査を経て、適格請求書発行事業者として登録された場合、「登録通知書」（登録番号や公表情報等が記載されている。）が送付される。

## ● 登録申請に必要な3つのステップ

インボイス制度の登録申請は、(1)申請書の作成、(2)税務署に提出、(3)取引先へ通知のステップで進めます。

### インボイス制度の登録申請3つのステップ



## 課税事業者の納税額に関する2割特例

- ▶ インボイス制度適用にともない、免税事業者が「適格請求書発行事業者、課税事業者」を選択する場合に、消費税額の負担軽減を図る経過措置が盛り込まれる提案がなされた（令和5年度税制改正）。
- ▶ 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの属する各課税期間において、インボイス制度適用のために免税事業者が課税事業者となった場合に、納税額を売上税額の2割に軽減する。
- ▶ 【税額の計算方法】
- ▶ 事業区分に関わらず、一律でみなし仕入率を80%として計算する簡易課税制度と同じ税額となる。事業区分の選択は必要ない。
- ▶ 【経過措置の期間】
- ▶ 3年間



# インボイスの歴史

- ▶ インボイスの歴史を概観すること
- ▶ = 仕入税額控除の歴史を紐解くこと
  
- ▶ 消費税が多段階課税の性質を有することから、必然的に取引回数が増えると消費税の累積が生じる。
- ▶ 多段階課税を排除する仕組み = 仕入税額控除



# 制度改革

- ▶ 昭和53年 一般消費税大綱
- ▶ 「6 納付税額の計算
- ▶ (1) 計算方法
- ▶ ① 納付税額は、課税期間中の売上高...の合計額に税率を乗じて算出した税額から、同期間中の仕入高...の合計額に税率を乗じて算出した税額を控除した額とする。」

# 制度改革

- ▶ 売上税法案
- ▶ その年の前年の課税売上高が1億円を超えることとなった事業者は、その旨を税務署長に届け出て、税額票番号の付与を受けなければならない（売上税法55①）。
- ▶ 納税義務が免除される事業者であっても、その申請により税額票番号の付与を受けることができる（売上税法55②）。
- ▶ 税額票発行事業者は、他の税額票発行事業者に対して課税資産の譲渡等を行った場合には、税額票番号をはじめとする法定事項を記載した税額票を作成することができ、課税資産の譲渡等の相手方から税額票の交付を求められた場合には、その作成した税額票を交付しなければならない（売上税法28）。
- ▶ 税額票類似書類を発行した免税事業者又は課税資産の譲渡等に基づかない税額票類似書類を発行した者に対して罰則（20万円以下）がある（売上税法54）。

# 制度改革

- ▶ 売上税法案
- ▶ 売上税法34条
- ▶ 「**税額票発行事業者が、課税仕入れを行った場合**又は保税地域から課税貨物を引き取った場合において、当該課税仕入れの相手方又は当該保税地域の所在地を所轄する税関長から税額表若しくは簡易税額票又は引取りに係る**税額票の交付を受けたときは**、当該課税仕入れを行った日又は当該課税貨物を引き取った日の属する課税期間における課税資産の譲渡等に係る売上税額の合計額から、当該課税期間において行った**課税仕入れに係る税額票に記載された売上税額**及び簡易税額票に記載された税込価額を基礎として算出した売上税額並びに当該課税期間において引き取った課税貨物に係る引取りに係る税額票に記載された**売上税額の合計額**(以下「課税仕入れ等の税額」という。)のうち、課税資産の譲渡等を行うために要する課税仕入れ及び課税貨物に係る部分の売上税額として...計算した金額(以下「仕入れに係る売上税額」という。)**を控除する。**」

# 制度改革

- ▶ 売上税法案
- ▶ 売上税法34条
- ▶ 「4 第一項の規定〔仕入税額控除〕は、当該税額票発行事業者が、政令で定めるところにより、同項の控除の対象とされた課税仕入れに係る税額票若しくは簡易税額票又は課税貨物に係る引取りに係る税額票を保存しない場合には、当該保存しない課税仕入れに係る税額票若しくは簡易税額票又は課税貨物に係る引取りに係る税額票に係る売上税については適用しない。」

# 制度改革

- ▶ 帳簿方式
- ▶ 旧消費税法30条7項
- ▶ 「**第一項の規定〔仕入税額控除〕は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿又は請求書等を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。**」

# 制度改革

- ▶ 平成6年秋の税制改正
- ▶ 請求書等保存方式の採用
- ▶ 消費税法30条7項
- ▶ 「**第一項の規定〔仕入税額控除〕は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ、特定課税仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。**」

# 制度改革

## ▶ インボイス方式への道

▶ 政府税制調査会平成15年6月「少子・高齢社会における税制のあり方」

▶ (1) 消費税率の水準が二桁となった暁には.....

▶ 「将来、消費税率の水準が欧州諸国並みである二桁税率となった場合には、所得に対する逆進性を緩和する観点から、食料品等に対する**軽減税率の採用の是非が検討課題となる**」

▶ (2) 複数税率制度が採用された暁には.....

▶ 「将来、複数税率制度が採用される場合には、適正かつ円滑な施行に資する観点から、...税額を明記した請求書等の保存を求める『**インボイス方式**』を**採用する必要がある**」



# インボイス準備を阻むもの

- ▶ そもそもインボイスの本質論は国民に十分に共有されているのでしょうか。【インボイス制度の本質】
- ▶ ➡国民（納税者）の悪い成功体験
- ▶ (1) マイナンバー制度についての悪い成功体験
- ▶ (2) 電子帳簿保存法の電子取引についての悪い成功体験

# インボイス制度の本質

- ▶ 原理的なインボイス方式
- ▶ 生産流通の各段階で事業者がそれぞれ納税をする。
- ▶ 税務当局にインボイスが提出される。
- ▶ 商品等の買手側は売手側が発行したインボイスを税務当局に提出することによって、税務当局に対して自らが申告した仕入れ税額が正しいことを証明することができる。

## インボイス制度の本質

- ▶ 税務当局は、買手側が申告する仕入れ税額を売手側が発行したインボイスに記載された売上税額と照らし合わせることができる。
- ▶ ➡ **税務当局によるクロスチェック**
- ▶ 例えば、製造業者が申告する仕入れ税額「2」が原料業者が申告する売上税額「2」に等しいこと
- ▶ 小売業者が申告する仕入れ税額「8」が製造業者が申告する売上税額「8」に等しいこと

## インボイス制度の本質

- ▶ ただし、多くの国のVATでは実際にこうした原理的なインボイス方式が採用されているわけではない。
- ▶ 実際には、インボイスは一定期間の保存義務が課せられているだけであり、税務署に提出する義務はない。
- ▶ その点では、インボイス方式のVATも日本の消費税とそれほど変わらない。

# インボイス制度の本質

- ▶ **自己制御性（セルフエンフォーシング）**
- ▶ インボイスの有用性⇒課税の適正化が自己制御的に行われる。
- ▶ ● 売手側が売上税額を過少申告したい時
- ▶   ⇒インボイスに記載する売上税額を実際よりも小さく書けばよい。しかし、そうすると買手側の仕入税額が小さくなるので買手側はそれを容認しない。
- ▶ ● 買手側が仕入れ税額を過大に申告したい時
- ▶   ⇒インボイスに記載される売上税額が実際よりも大きく記載されなければならないが、これでは売手側の税額が増えることになるので売手側はそれを許容しない。
- ▶ 〔制御性〕 売手側と買手側が共謀して税額を小さく見せようとしても、インボイスがある限り両者の利害は一致せず、そうした企ては一般的には成立しない。
- ▶ ★ VATの鎖

# インボイス制度の本質

- ▶ 一方的脱税と共謀的脱税
- ▶ 一方的脱税：売手側と買手側が申告する税額が合わないケース
- ▶ ➡ 実現は容易だが、税務当局の発見も容易
- ▶ 共謀的脱税：取引が売手側と買手側の双方の記録から消されるケース
- ▶ ➡ 利益相反になるため実現が難しい

# インボイス制度の本質

- ▶ VATの鎖のほころび
- ▶ Last 1 Mile
- ▶ 税務当局が消費者からインボイスを受け取らない限り、クロスチェックすることができない。
- ▶ ➡ VATの鎖の最後の段階から不正が始まる（VATの鎖が最後の部分からほころびを見せる）。
- ▶ ➡ 一方的脱税には、税務調査の通知が効果的だとの指摘もある。



# 電子インボイス

- ▶ 電子インボイスとは、インボイス制度において仕入税額控除に必須となる適格請求書を電子化する仕組みのこと。
- ▶ 2020年12月、電子インボイス推進協議会「EIPA（エイパ）」



- ▶ 国際規格「Peppol（ペポル）」に準拠して、日本国内における電子インボイスの標準仕様を策定

# Peppol (Pan-European Public Procurement OnLine)

- ▶ 電子インボイスなどの電子文書をネットワーク上で授受するための国際的な標準規格 = Peppol
- ▶ 欧州各国やシンガポール、オーストラリアなどで採用されている。  
OpenPeppolという団体が管理・運営
- ▶ 各国の行政機関では、Peppol Authorities（管理局）が標準仕様を管理する。
  
- ▶ EIPAの政府に対する要望
- ▶ ① OpenPeppolとの交渉などについて政府が積極的な役割を担うこと
- ▶ ② Peppolの枠組みの中で日本標準仕様に関わる適切な管理・運用体制を政府が構築すること
- ▶ ③ 電子インボイスの普及・活用に向けて事業者が利用しやすい仕組みを設けること

# 令和元年税制調査会答申

- ▶ 電子帳簿等保存制度の見直し
- ▶ 納税者の利便性の更なる向上を図りつつ、同時に取引や申告の段階から正確な手続を行うことができるような仕組みを構築する観点からは、電子的に授受された請求書や領収書等のデータがそのまま帳簿データに反映されることが望ましい。
- ▶ また、事後的な検証も可能となるよう、それらのデータが適正な形式で保存されることは、令和5年10月以降、原則として全ての消費税課税事業者に適用される適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の円滑な実施にも資すると考えられる。

## 令和元年税制調査会答申

- ▶ 帳簿や請求書等のデータについては、平成10年に導入された電子帳簿等保存制度により、所定の要件の下、電子的に保存を行うことが認められている。例えば、取引相手から電子的に受信した請求書等のデータは、タイムスタンプを付すなどデータの適正性を確保するための所定の措置をとった上で、データのまま保存することが認められている。しかし、ICTの進展に伴い、現在ではこのほかにも多様な手段によりデータの適正性を確保することが可能となっていると考えられる。また、例えば、従業員によるスマートフォンのアプリを利用したキャッシュレス決済や、アプリ提供業者から直接提供されるデータを活用した経費精算など、電子帳簿等保存制度の導入時には想定していなかったデータの授受やその活用方法も見られるようになっている。
- ▶ このようなICTの活用により、企業等の業務プロセスの簡素化・効率化や誤りの未然防止等を図る観点から、企業等の規模や業種に応じた経理・税務手続の実態を踏まえた上で、データの適正性の確保にも配慮しつつ、電子帳簿等保存制度の見直しを進めるべきである。

## 電子帳簿保存法

- ▶ 電子帳簿保存法 平成10年（1998年）7月に施行
- ▶ 情報化社会に対応し、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ納税者等の国税関係帳簿書類の保存に係る負担を軽減する等のため、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等について、所得税法、法人税法その他の国税に関する法律の特例を定めるものとする。

## 電子帳簿保存法...創設の経緯

- ▶ 高度情報化・ペーパーレス化が進展する中で、会計処理の分野でもコンピュータを使用した帳簿書類の作成が普及してきており、経済界をはじめとする関係各界から、帳簿書類の電磁的記録（いわゆる電子データ）及びマイクロフィルムによる保存の容認について、かねてから強い要望が寄せられていました。
- ▶ 政府においては、こうした要望を受けとめ、規制緩和推進計画等の閣議決定、緊急経済対策、市場開放問題苦情処理対策本部決定等において、平成9年度末までに、帳簿書類の電磁的記録等による保存を容認するための措置を講ずることを決定していました。
- ▶ このような関係各界からの要望や政府全体としての取組を踏まえ、平成10年度税制改正の一環として、適正公平な課税を確保しつつ納税者等の帳簿保存に係る負担軽減を図る等の観点から、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度等の創設等が行われました。



# 電子帳簿保存法

## Q: 「電子帳簿等保存制度」とは、どのような制度ですか？

A: 電子帳簿等保存制度とは、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度をいい、3つの制度に区分されています。

### ① 電子帳簿等保存【希望者のみ】



ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿や国税関係書類は、プリントアウトして保存するのではなく、電子データのまま保存ができます。例えば、会計ソフトで作成している仕訳帳やパソコンで作成した請求書の控え等が対象です。

さらに、一定の範囲の帳簿を「優良な電子帳簿」の要件を満たして電子データで保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置があります（あらかじめ届出書を提出している必要があります。）。

### ② スキャナ保存【希望者のみ】



決算関係書類を除く国税関係書類（取引先から受領した紙の領収書・請求書等）は、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。

### ③ 電子取引データ保存【法人・個人事業者は対応が必要です】



申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

※ 記録の改ざんなどを防止するため、①～③の保存を行うためには一定のルールに従う必要があります。

## 電子帳簿保存法 はじめませんか、帳簿・書類のデータ保存 (電子帳簿等保存)

税法上保存が必要な帳簿・書類をパソコン等で作成した場合は、プリントアウトせずにデータのまま保存することができます。

どのような帳簿・書類がデータで保存できるの？

- ・ 会計ソフトで作成している仕訳帳、総勘定元帳、経費帳、売上帳、仕入帳などの帳簿
  - ・ 会計ソフトで作成した損益計算書、貸借対照表などの決算関係書類
  - ・ パソコンで作成した見積書、請求書、納品書、領収書などを取引相手に紙で渡したときの書類の控え
- ※ 取引先から紙で受け取った書類やデータをプリントアウトした後に加筆した書類（決算関係書類を除きます。）などについては、別途「[スキャナ保存](#)」制度を利用してデータで保存することができます。

会計ソフトで作った帳簿をデータで保存するための条件は？

訂正削除履歴が残らない帳簿でも、以下の要件を満たせば電子データのまま保存することができます。

- ・ システムの説明書やディスプレイ等を備え付けていること
- ・ 税務職員からのデータの「ダウンロードの求め」に応じることができること

※ データで保存できる帳簿は、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従って作成されている帳簿に限ります。

さらに・・・

もっとくわしく知りたいときは？

一定の帳簿を訂正削除履歴が残るなどの「[優良な電子帳簿](#)」の要件を満たして保存していれば、[過少申告加算税の軽減措置](#)の適用を受けることができます。

※ あらかじめ届出書を提出している必要があります。

国税庁ホームページの「[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)」に掲載の取扱通達やQ&Aなどをご確認ください。

こちらから特設サイトにアクセスできます



パソコン等で作成した帳簿・書類をデータで保存するためのルールについては、次ページをご確認ください。



## パソコン等で作成した帳簿・書類をデータで保存するためのルール

要件概要			帳簿		書類
			優良	その他	
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること			○	—	—
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること			○	—	—
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること			○	—	—
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること			○	○	○
保存場所に、電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、記録事項を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと			○	○	○
検索要件	①	取引年月日、取引金額、取引先により検索できること	○	—	— ※3
	②	日付又は金額の範囲指定により検索できること	○ ※1	—	— ※3
	③	2以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○ ※1	—	—
税務職員による質問検査権に基づく電子データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておくこと			— ※1	○ ※2	○ ※3

※1 検索要件①～③について、ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③の要件が不要。

※2 「優良」欄の要件を全て満たしているときは不要。

※3 取引年月日その他の日付により検索ができる機能及びその範囲を指定して条件を設定することができる機能を確保している場合には、ダウンロードの求めに応じることができるようにしておくことの要件が不要。

### 優良な電子帳簿に関する過少申告加算税の5%軽減措置

一定の帳簿を優良な電子帳簿（上記ルールのうち「優良」欄の要件をすべて満たしている帳簿）として保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置を受けることができます（あらかじめ届出書を提出している必要があります。）。

対象となる帳簿の範囲や「優良」欄の要件を確認するためのフロー図などを国税庁ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

# 電子帳簿保存法一問一答（国税庁）

問56 公益社団法人日本文書情報マネジメント協会により認証されたソフトウェア等とはどのようなものでしょうか。

## 【回答】

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（以下「J I I M A」といいます。）が電子帳簿保存法に規定する機能要件に適合するか機能の仕様について取扱説明書等で確認を行い、法的要件を満たしていると判断し認証したソフトウェア等をいいます。

また、認証を受けたソフトウェア等は、国税庁及びJ I I M Aのホームページに記載される認証製品一覧表に明示されるほか、当該ソフトウェア等の説明書等に認証番号などが記載されています。

認証制度開始時からの電子帳簿（法4①）及びスキャナ保存（法4③）用のソフトウェア等に係る認証制度に加えて、令和3年4月以降は、電子書類（法4②）及び電子取引（法7）に係るソフトウェア等についても認証を行っています。

なお、認証を受けたソフトウェア等は、以下に示す「認証ロゴ」を使用できることから、そのソフトウェアがJ I I M Aから認証されたものであるか否かについては、この認証ロゴによって判断することもできます。ただし、以下の「認証ロゴ」は令和5年6月現在で使用しているものを記載していますので、使用にあたっては説明書等で認証番号などを確認していただくようお願いします。

# 電子帳簿保存法一問一答（国税庁）

（参考）

《認証ロゴ（令和5年6月現在使用されているもの）》

～電子帳簿～



若しくは



又は



若しくは



～電子書類～



若しくは



若しくは



又は



若しくは



若しくは





## 税務調査における非違事項の発見と ペーパーレス化

- ▶ 税務調査において調査官は、ヒト・モノ・カネの流れを正確に把握し、それが原資記録や帳簿に記載され、ひいては確定申告書に漏れなく反映されているかを確認するのであるが、帳簿として作成されたもののみを確認するのでは決してない。
- ▶ 誤解を恐れずにいえば、帳簿に記載される前の段階での漏洩等がないことが重要なのである。



# 税務調査における非違事項の発見と ペーパーレス化

- ▶ 実際の生の紙の帳簿や、領収書、請求書といった原資記録（書類等）を税務調査の際にチェックすることが国税当局としては極めて重要であった。
- ▶ いや、いまだに重要であると思われる。
- ▶ 帳簿書類にボールペンや万年筆のインクのすり減り方や違う種類のボールペンが使われているとか、領収書の紙が1枚だけ新しいとか古いとか、匂いや質感や汚れ具合など様々なヒントが紙の帳簿書類には残っているからである。

# 税務調査における非違事項の発見と ペーパーレス化

- ▶ 税務調査において、これらの様々な紙の情報は、非違の糸口（端緒）となっているのが現状である。
- ▶ 紙の帳簿や領収書や請求書といった原始記録に残されたこれらの改ざん等の偽装工作の痕跡から、二重帳簿の発見や収入計上漏れ、経費の付け込みなどが発見されるのである。
- ▶ これまでの調査では、いわば「匠の技」として税務調査官の高い調査能力の下で、こういった紙に残された不正の痕跡から非違事項が発見されてきたため、紙は非常に重要な端緒の把握方式であった。

# 税務調査における非違事項の発見と ペーパーレス化

- ▶ しかし、今日の会計処理が次第にペーパーレスとなっていくと、そのような「**匠の技**」による**税務調査手法が果たして意味をなすのか**。
- ▶ ペーパーレスによる会計処理が前提となってくると、もはや従前のような**紙の質感から端緒を把握するような調査方法はほぼ意味をなさなくなる**わけである。
- ▶ 社会の変容は著しく旧来の調査手法を前提とした調査能力のみに調査展開を期待することが難しい状況となってきた。そうであるとすれば、上述のような「**匠の技**」による調査に依存することはもはやできない。

## 税務調査における非違事項の発見と ペーパーレス化

- ▶ ①ペーパーレスによって「匠の技」による調査ができない。
- ▶ ②旧来の「匠の技」のみでは調査が展開できない。



- ▶ いずれは「匠の技」による調査手法を税務当局は手放さなければいけない。

# 税務調査における非違事項の発見と ペーパーレス化

- ▶ 訂正履歴の可視化
- ▶ ➡特段の「匠の技」を必要とせずに、改ざんなどの仮装工  
作を発見することができる。
  - ▶ （発見という言葉さえも要しない。何もせずとも、訂正履歴がそこに明らかにされている。）
- ▶ 電子帳簿化 = 改ざんを可視化
- ▶ ➡うまくワークすれば、紙の請求書や領収書であったら発  
見できなかったであろうような改ざんも可視化される。
- ▶ 税務当局にとっては必ずしも迷惑な話であるともいえない。

## 抑止力を有する電子帳簿化

- ▶ 訂正履歴要件や相互関連性要件を満たしたシステムを利用すること
- ▶ ➡改ざんなどの偽装工作をしにくくすることを意味する。
- ▶ かようなシステムを利用すること自体に、**不正行為への大いなる抑止力を期待**することができる。
- ▶ 調査資源等に限界がある税務当局にとっては、コンプライアンスや抑止力に働きかけることが重要。
- ▶ **(税務コンプライアンス手法)**

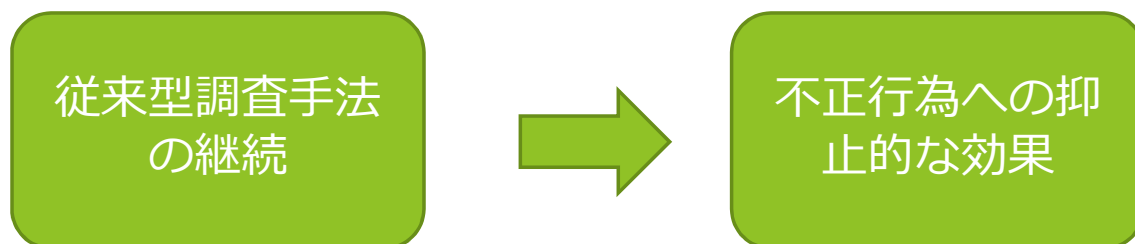


## 抑止力を有する電子帳簿化

- ▶ 訂正履歴要件や相互関連性要件を満たしたシステムを利用すること
- ▶ ➡改ざんなどの偽装工作をしにくくすることを意味する。
- ▶ かようなシステムを利用すること自体に、**不正行為への大いなる抑止力を期待**することができる。
- ▶ 調査資源等に限界がある税務当局にとっては、コンプライアンスや抑止力に働きかけることが重要。
- ▶ **(税務コンプライアンス手法)**

# 抑止力を有する電子帳簿化

- ▶ 自己制御性（セルフエンフォーシング）
- ▶ 帳簿書類の電子化→課税の適正化が自己制御的に行われる。



従来型調査手法の継続を手放す代わりに、不正行為への抑止的な効果が期待できる。

## 申告納税制度の適正運営

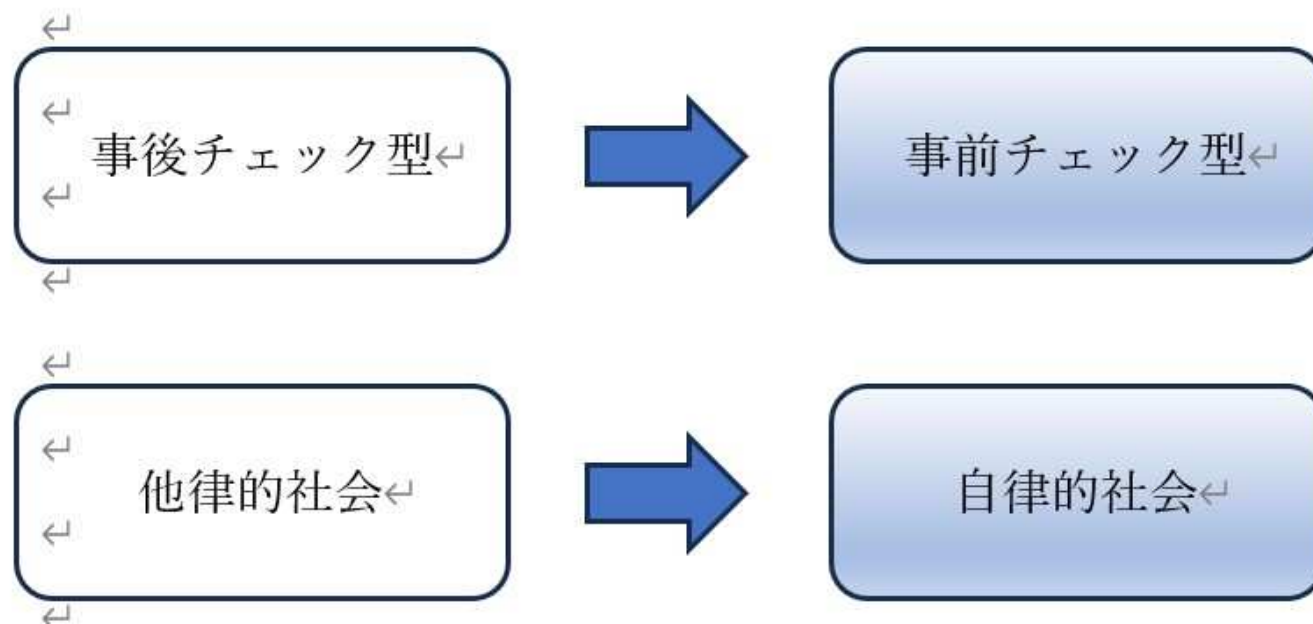
- ▶ 申告納税制度とは納税者が自らの税額を自ら計算して、国に対して申告し、納付する仕組み



### 民主的な手法

- ▶ 申告内容についての適正性の担保は旧来は税務署による税務調査という事後チェック体制が中心であった。
- ▶ インボイス制度・電子帳簿保存制度はセルフエンフォーシングをビルトインさせているので、申告内容についての適正性が担保されている。

# インボイス制度・電子帳簿保存制度の意義



# インボイス制度・電子帳簿保存制度の意義

- ▶ 事後チェック型の行政運営 = 大きな政府
- ▶ ➡ 多大な行政経費の負担を国民が強いられる
- ▶ ➡ 民主的手法である申告納税制度のチェックが他律的
  
- ▶ インボイス制度・電子帳簿保存制度 = 自律的社会への道筋
- ▶ ➡ DX化の進展と相まって行政経費を削減することが可能
- ▶ ➡ 行政経費をデジタルデバイド問題や弱者救済へに振り向けることが可能

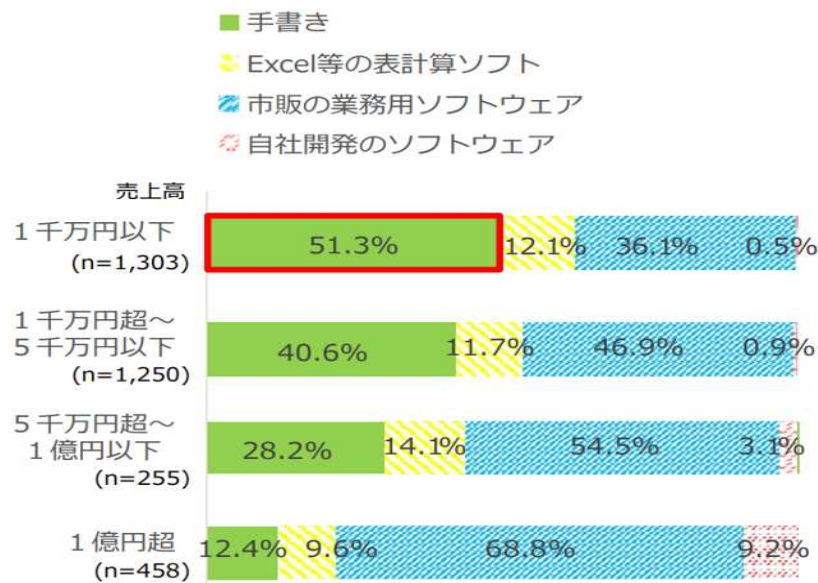
# 記帳水準の向上策としての電子帳簿化

## 中小・小規模事業者の経理事務の実態（IT化の状況）

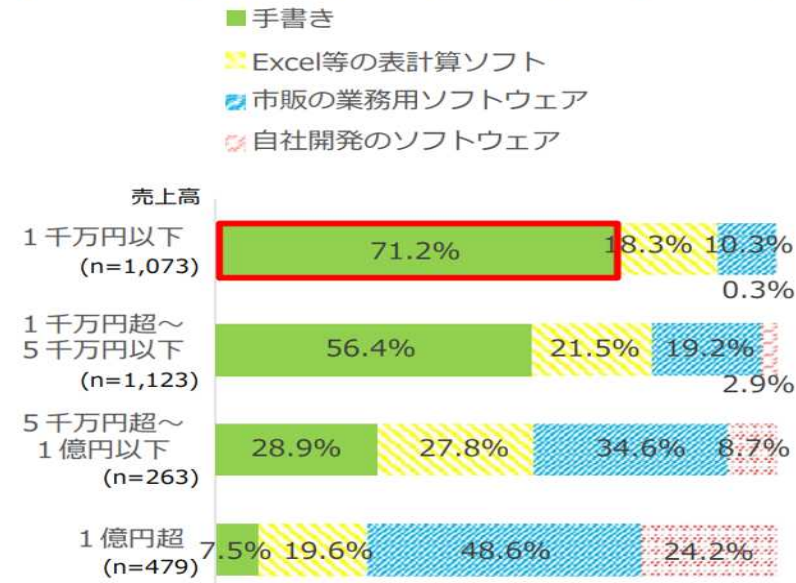
令和2年10月7日  
第1回専門家会合  
日本商工会議所提出資料

- 帳簿作成について、小規模な事業者ほど手書きの割合が高く、「売上高1千万円以下の事業者」では約半数が手書きで対応している。
- 請求書等の作成について、小規模な事業者ほど手書きの割合が高く、「売上高1千万円以下の事業者」では約7割が手書きで対応している。

【経理事務のIT化状況（帳簿作成）】



【経理事務のIT化状況（請求書等作成）】



（出典）日本商工会議所「中小企業における新型コロナウイルス感染拡大・消費税率上げの影響調査（2020年10月）」



# 記帳水準の向上策としての電子帳簿化

## 個人事業者の記帳の概況(税務調査の対象者)

- 記帳水準が低いほど税務調査において「記帳不備」と指摘される割合は高まり、白色申告者では7割を超える状況。
- 白色申告及び簡易簿記は、資産項目の異動が記帳されておらず、申告漏れが生ずる可能性が高い。
- 一方、青色申告（正規の簿記）は、資産項目の異動が記帳されており、所得額を資産項目から検証することが可能。納税者にとって申告漏れの防止につながるメリットがある。
- 例えば、商品を現金で販売したことによる売上を記帳し忘れた場合、商品の減少や現金の増加などの資産項目の異動状況から、売上の記帳漏れを把握することが可能。

税務調査において「記帳不備」と確認された者の割合

記帳形式		28年7月～29年6月 調査分	29年7月～30年6月 調査分	30年7月～元年6月 調査分
青色申告	正規簿記	6.2%	6.3%	6.2%
	簡易簿記	22.0%	22.4%	22.5%
白色申告		73.0%	73.8%	74.2%

(参考) 「記帳不備」

実地調査において、(A) 記帳すべき事項が相当欠落している又は記帳が相当期間（おおむね3か月程度以上）遅滞している場合、

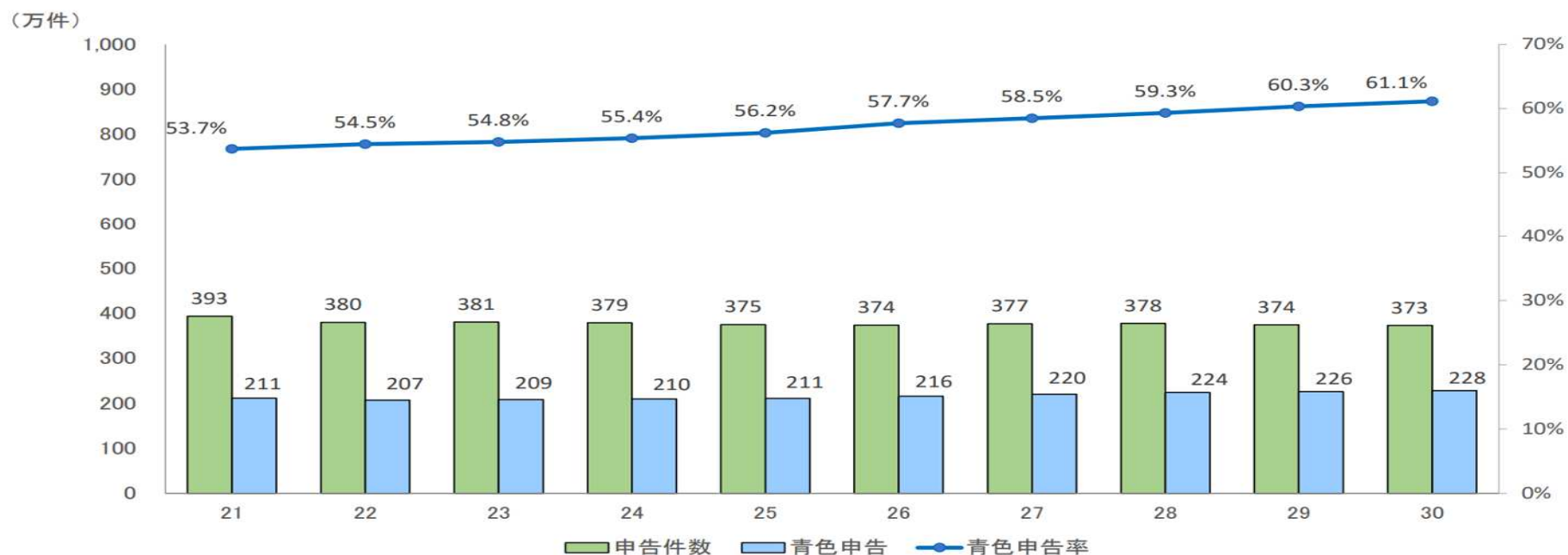
(B) 記帳が全くされていない場合、又は (C) 帳簿等の提示がなく記帳状況が不明な場合と確認された事例を指す。

(出所) 国税庁調

# 記帳水準の向上策としての電子帳簿化

## 個人事業者の申告状況の推移

- 個人事業者の申告件数は平成21年の393万件から平成30年の373万件へと減少。
- 青色申告の件数は同期間に17万件程度増加し、平成30年の青色申告率は61%。



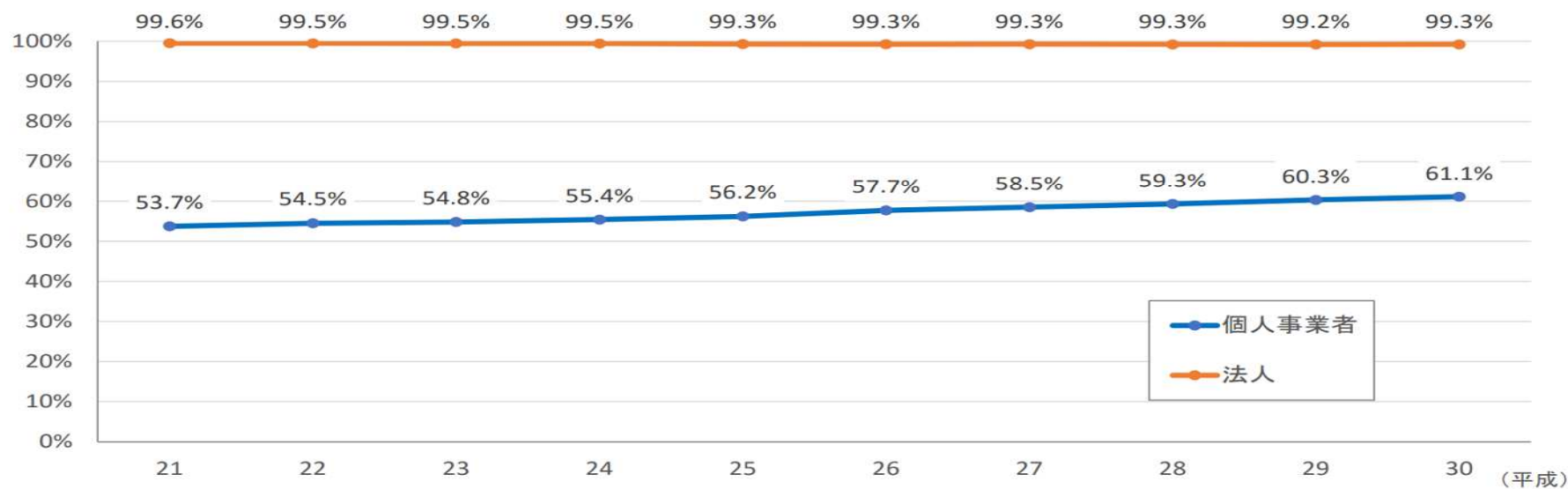
(注) 個人事業者（事業所得が主たる所得の者）の全申告件数、青色申告件数、及びその割合。

(出所) 国税庁統計年報

# 記帳水準の向上策としての電子帳簿化

## 青色申告率の推移(法人、個人事業者)

- 法人の青色申告率はほぼ100%で推移。
- 個人事業者の青色申告率は直近の平成30年で61%にとどまっている。



(参考) 法人の青色申告率は、稼働中の法人数のうち青色申告を行った法人数の割合。

個人事業者の青色申告率は、個人事業者(事業所得が主たる所得の者)の申告者数のうち青色申告を行った者の割合。

(出所) 国税庁統計年報

# 記帳水準の向上策としての電子帳簿化

- ▶ 小規模事業者の半数以上が帳簿を手書きで作成している。
- ▶ 正規の簿記の原則に従った記帳を行っているのは個人事業者の約3割のみ。



- ▶ 手間をかけない帳簿作成手法としての、電子帳簿化
- ▶ 【背景】
- ▶ クラウド会計ソフトが普及している。
- ▶ ➡小規模企業、個人事業者でも手間や費用をかけずに正規の簿記を行うことができる環境が整ってきた。
- ▶ ➡緩やかな保存要件を認める電子帳簿保存法改正



まだまだお話ししたいことは  
たくさんありますが…！

ありがとうございました

※資料は政府税制調査会、  
国税庁HP、  
酒井克彦『デジタル情報社会の税務』から  
引用いたしました。

酒井克彦